

# 2019年 新春子 Vol.54



# (有)タックス·プラニング 谷 税 理 士 法 人

〒617-0006 京都府向日市上植野町切ノ口20-5 TEL(075)921-3754 FAX(075)933-0196 HP: https://www.tax-plan.jp E-Mail:tanizeirishi@tax-plan.sakura.ne.jp

### \*\*\* 目次 \*\*\*\*\*\*\*\*

- P1. 新年のご挨拶
- P2. 社員紹介
- P3. 消費税の軽減税率制度について
- P4. 確定申告のポイント
- P5. 30周年記念パーティー
- P7. 事業年表

\*\*\*\*

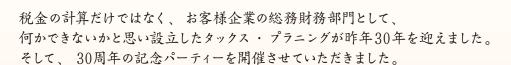


本年もよろしくお願い申し上げます。旧年中はいろいろとお世話になりました。

對新年

# 2019年新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。



お客様や関係者の方々に多く集まっていただき、楽しいひと時を過ごすことができました。今後も、税金の計算だけでなく、お客様の要求の全てに応じていこうと、職員ともども、気持ちを新たにさせていただきました。

今後も、皆様方のご支援、よろしくお願いします。

さて、世の中の動きは、米中の関係がどのように変わっていくかにより、 景気の方もどうなっていくのか、不透明な状況です。 景気が大きく落ち込んでも対応できるように、準備しておくことも必要かもしれません。 世の中の動きに、常に気を付けていかなければならない年になりそうです。

税理士 谷 明 憲

# 本年もよろしくお願い致します



比嘉 辻

儀俄 池浦 山脇 原田 鎌田 藤井 山川 難波江裕美 寛史 恵美 唯 林田 吉田 谷 谷 谷 谷

美佐穂 士郎 憲和 均



"大切な人を想う"のいちばん近くで。



♥ 日本生命

〒600-8006 京都府京都市下京区四条通柳馬場西入ル立売中之町103-1 ニッセイ四条柳馬場ビル7F Tel.075-212-7180 Fax.075-212-7025 京都代理店営業部 担当/鷲北·中岡

# 2019年10月から 消費税の軽減税率制度が実施されます

2019 年 10 月 1 日から、消費税及び地方消費税の税率が 8% から 10% に引き上げられ るのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の実施に伴い、 消費税の税率は、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率となります。

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。特に、飲食料品を取り扱う事業 者の方は、早めの準備が必要になります。



# 軽減税率(8%)の対象品目

- 酒類 ・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞 (定期購読契約に基づくもの)

# 軽減税率制度に関する 🔾 & 🗛

牛丼屋・ハンバーガー店などでのイートインとテイク 

牛丼屋・ハンバーガー店などでは、外食として店の中 で食べる(イートイン)ことも、商品を買って帰る(テイ クアウト)こともできます。外食の定義は「飲食の設備を設 置した場所で行う食事の提供」です。そのため、イートイン の場合は外食として扱われるので消費税は10%ですが、テ イクアウトの場合は飲食料品を買ったことになり、8%とな ります。

お菓子と玩具が一緒になっている様な食玩の消費税 は8%?10%?

飲食料品のおまけとしておもちゃがついている様な、 A 食料品と食料品以外のものがセットとなっていて、そ の全体としての価格しか表示されていないものは、次のす べての要件を満たせば、8%となります。

- ①税抜価額が1万円以下であること。
- ②原価の割合など合理的な方法により計算した食品の 価額の割合が2/3以上であること。
- そば屋やピザ屋などでの「店内飲食」と「出前・宅配」 の消費税は8%?10%?

そば屋やピザ屋などの「店内飲食」は、10%となります。 A たは屋がこり座はこい。 しかし、宅配については、顧客の指定した場所まで単 に飲食料品を届けるものであるため、8%となります。

#### 軽減税率の対象となる飲食料品のイメージ



出典:政府広報オンライン

# 2018年の税制改正により 事業承継税制に関する要件が大幅緩和

#### 【事業承継税制とは】

後継者が非上場の株式等を先代経営者等から贈与・相続により 取得した際、贈与税・相続税の納税が猶予される制度です。

#### 今回の改正により

#### ◆ 税制適用の入り口を緩和

(例)対象株式数の上限を撤廃(2/3→3/3)・猶予割合を拡大  $(80\% \rightarrow 100\%)$ 

#### ◆ 税制適用後のリスクを軽減

(例)5年間で平均8割以上の雇用要件を未達成の場合でも、 猶予を継続可能に

※この税制の適用を受けるには、**2023年3月31日**までに、 都道府県庁に「特例承継計画」を提出している必要があります。

まずはお気軽に (120-927-578

で相談ください [受付] 9:00~17:00 / [相談] 9:00~18:00



参考:政府広報オンライン

ゆたかなコミュニティを求めて



# 京都信用金庫

長岡支店 TEL951-6161 滝ノ町支店 TEL955-7022 桂川支店TEL934-0011

# 確定申告のポイント

# ≪災害の被害に対する減税制度≫

2018年は大阪北部地震・西日本豪雨をはじめ、各地で地震や風災害による被害が多くみられました。この様な災害を受けられた方で、一定の要件を満たせば、確定申告をすることで下記のいずれかの軽減を受けられる場合があります。

	① 雑損控除	② 災害減免法			
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失	災害による損失			
対象となる資産 の範囲等	住宅及び家財を含む <b>生活に通常必要な資産</b> (たな卸資産や事業用固定資産、山林、生活に通常必要 でない資産(注1)は対象とはなりません。)	住宅及び家財 (損害金額(注2)が住宅又は家財の価額の <b>2分の1以上</b> であることが必要です。)			
控除額の計算又は	雑損控除の金額は次のうちいずれか多い方の金額 イ 損害金額(注2)-所得金額の10%	その年分の所得金額	所得税の軽減額		
所得税の軽減額	2,12=2,11=2,1113=2,111113=2,11113=2,11113=2,1113=2,1113=2,1113=2,1113=2,1113=2,1113=2,1113=2,1113=2,1	500万円以下	全額免除		
	□ 損害金額(注2)のうち災害関連支出の金額−5万円 「災害関連支出」とは、災害により滅失した住宅、家財など を除去するための費用や豪雪による住宅の倒壊を防止する	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減		
	ための屋根の雪下ろし費用などの災害に関連したやむを得ない支出をいいます。	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減		

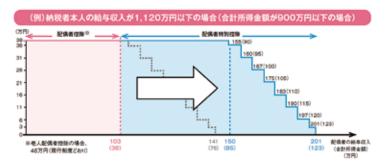
注1:生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨董等をいいます。

注2:資産に生じた損害の金額から保険金や損害賠償金などによって補てんされる金額を控除した金額をいいます。

### ≪平成30年分より配偶者控除・配偶者特別控除が変更されました≫

#### 1.納税者本人の受ける控除額

所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入の上限が150万円になりました。(配偶者控除の対象となる配偶者の給与収入の上限は以前と変わらず103万円ですが、配偶者特別控除が拡大されました。)



#### 2.納税者本人の所得制限

配偶者控除等の適用される納税者本人に収入制限が設けられました。

**給与収入が1,120万円**(合計所得金額は900万円)を超える場合には右記の表のとおり、<u>控除</u>額が逓減・消失する仕組みとなりました。

	配偶者の絵与収入(合計所得金額) ――――――――――――――――――――――――――――――――――――											
納税者		配偶者 控除®	配偶者特別拉除									
有本人の絵与収入(合計所得金額)		~103 (~38)	~150 (~85)	~155 (~90)		~167 (~100)	~175 (~105)		~190 (~115)	~197 (~120)		201~ (123~)
	~1,120 (~900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	-
	~1,170 (~950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	-
計所得	~1,220 (~1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	-
900	1,220~ (1,000~)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-









18:30 まもなく開会です。 司会は大谷彩乃です。



パーティーには多くの方にお越し頂きました。誠にありがとうございます。



筆文字ポエトリー様に 素敵なウエルカムボードを 作成して頂きました。

# おかげさまで30周年

有限会社タックス・プラニングは、設立30周年を迎えることができました。これもひとえに皆様方のお力添えとご愛顧の賜物であると深く感謝しております。日頃からの感謝の気持ちを込めまして、去る11月22日にウェスティン都ホテル京都にて記念パーティーを開催させていただきました。ご多忙のところを、約260名という多くのご参加をいただき、



改めて当社が皆様に支えて頂いていることを実感いたしました。

18:45 向日市市長 安田守様より 乾杯のご発声を頂戴いたしました。





FM おとくに 木本様より 開局のご挨拶



18:40 衆議院議員 泉ケンタ様より 祝辞を頂戴いたしました。







たくさんのお祝いのお花をありがとうございます。

# ありがどうございます





### 21:00

パーティー閉会

お忙しい中お越しくださいまして、ありがとうござ いました。おかげさまでパーティー当日はみなさま と楽しいひとときを過ごすことができ、感謝してお

これからも職員一同、なお一層の努力をし、皆様 のご期待に応える所存でございます。



チーム対抗クイズ対決は盛り上がりました。









# 有限会社タックス・プラニング 谷税理士法人

# 事業年表

		•			
1965	昭和40年	3月	谷久夫税理士事務所 長岡京市滝ノ町で開業		
1966	昭和41年	11月	事務所を現在の場所(向日市上植野町)へ移転		
1977	昭和52年	4月	日本ICS㈱の会計システムを利用開始 漢字科目入力が可能なキーヤー「CK-300」導入		
1988	昭和63年	12月	事業規模拡大に伴い事務所ビル新築		
1989	平成元年	5月	有限会社タックス・プラニング 設立 記帳代行業務を税理士業から分離 コンサルタント業務、生保・損保代理店業務を開始		
1991	平成3年	3月	経営研究会(経営者対策講座)発足		
1992	平成4年	3月	OCR (伝票自動読み取り機) 導入		
		8月	社外報「上昇気流」創刊		
1993	平成5年	12月	有限会社タックス・プラニング5周年記念セミナー 開催		
1997	平成9年	7月	消費税実務講座開催		
1998	平成10年	11月	有限会社タックス・プラニング10周年記念バスツアー 開催		
2003	平成15年	4月	谷税理士法人 設立 有限会社タックス・プラニング15周年		
		11月	有限会社タックス・プラニング15周年記念パーティー 開催		
2005	平成17年	4月	株式会社スリー・エル 京都向日支店として代理店加盟		
2006	平成18年	12月	会計業務専用のWindowsサーバー ICSシステム「Atlas3050」導入		
2007	平成19年	4月	TaxHouse「マネーコンシェルジュ」配布開始		
2008	平成20年	11月	有限会社タックス・プラニング20周年記念パーティー 開催		
2011	平成23年	4月	クラウド会計ソフト「キャッシュレーダー」導入		
2012	平成24年	2月	谷税理士法人 大阪支店 リーベ大阪法律事務所 開設		
2013	平成25年	2月	経営革新等支援機関として認定を受ける		
		11月	有限会社タックス・プラニング25周年 谷税理士法人10周年記念パーティー 開催		
2017	平成29年	11月	大規模ネットワーク構築に対応した ICSシステム「PremiunTX2560M2」導入 (現在使用中)		
2018	平成30年	4月	有限会社タックス・プラニング 30周年 谷税理士法人15周年		



1989年 事務所新築工事の様子



2003年 谷税理士法人 事務所にて



2008年 ゴルフコンペにて



2013年 25周年記念パーティでの様子



2017年 相続セミナー開催





# 安心できると、 新しい未来が見えてくる。

# 企業保障約37万社

※平成29年度末 当社調べ

企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数

京都税理士共済支社/

京都府京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3(大同生命京都ビル4F) TEL 075-256-7102



D/IDO 大同生命保険株式会社